

令和8年度

学校危機管理マニュアル

《迅速な報告・連絡・相談を》

危機管理のさ・し・す・せ・そ

危機管理の原則

「最悪を想って、慎重にかつ素早く、誠意をもって、組織で対応する」

「さ」 = 最悪を想って

「し」 = 慎重に

「す」 = 素早く

「せ」 = 誠意をもって

「そ」 = 組織で対応する

豊後高田市立三浦小学校

学校の危機管理

(豊後高田市立三浦小学校)

適切・迅速な対応10か条

- ① 事故・災害発生への対応は全ての業務に優先する。
- ② 事故が発生した場合、自分一人で処理しないようにする。
(一人で処理すると問題がかえって大きくなる恐れがある)
- ③ 事故が発生した場合、校長・教頭にすぐ連絡する。
- ④ 校長・教頭への報告は、できるだけメモなど、記録した内容を添える。
(口頭だと、聞き違いを起こしやすい)
- ⑤ 平常時こそ重要な危機管理への心構えが大切である。
(“事故・災害は忘れたころにやってくる”ものである。 張りのある日常活動が、事故や災害への対応に生きることを考え、毎日をおろそかにしない)
- ⑥ 事故・災害への対応に不可欠な法規を知り、予防・対応の基本にする。
(自分の思いこみで処理せず、法規を調べることで事故対応を間違いないものにする)
- ⑦ 事故・災害予防対策及び対応には強いリーダーシップが必要である。
(校長または教頭が陣頭指揮に立つ)
- ⑧ 謝罪と丁寧な対応が問題解決をスムーズにする。
(とにかく言い訳したくなるが、誠意を持って対応し、相手の感情を和らげる)
- ⑨ 事故や災害対応が難しい場合は、教育委員会や事情の分かる第三者に相談することが大切である
(問題解決のために、地教委や専門機関等から情報を得るのが手っ取り早い)
- ⑩ もし起こった場合、その事故・災害を教訓として、事後に生かすことが重要である。
(二度と起こさないように、問題を整理・分析し、事後に生かす)

連絡先一覧

学 校 ☎：0978-54-2106

管理職 校長 岩木 哲郎 教頭 安藤 淑子

職 員 職員連絡網（オクレンジャー等）による

校 医 宮内 和誠 先生 0978-54-2700 サンクリニック

歯科医 松成 康男 先生 0978-54-2051 まつなり歯科医院

薬剤師 宮崎 雅英 先生 0978-22-2682 ウエガキ薬局

市教委 学校教育課 0978-53-5112

保護者 地区担当及び管理職よりオクレンジャーで連絡をする。

救急車	119
市消防本部・消防署	22-3108

警察署	110
香々地駐在所	54-2258
高田警察署	22-2131

I 学校における危機管理について

1. 危機管理の目的（何を最優先に守るのか）

- ①児童・職員の生命を守る。
- ②学校に対する社会的信用・信頼を守る。

2. 危機管理の対応

(1) 予防的対応

- ①事故・事件が起こらない日常の学校経営・学校運営を行う。
- ②日常の子どもの観察記録を行う。
- ③小さな異変やサインを見逃さない。

(2) 発生時の対応

- ①生じた危機の確認・調査 → 正確な情報（現任・状態など）
- ②危機管理の方針 → 手段の選択、組織の編成等
- ③危機の処理 → 「迅速に」「的確に」「あらゆる場面」を考える
- ④終結の明確化 → 組織運営の正常化

《ポイント》

- ※ 状況は、「詳しく」「落ち着いて」
- ※ 対応は、「迅速かつ誠意を持って」（その時、その日のうちに）
- ※ 3ない方針で、「あきらめない」「見逃さない」「見捨てない」

3. 危機管理システム

(1) 報告すべき事項について

5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ、どのように）

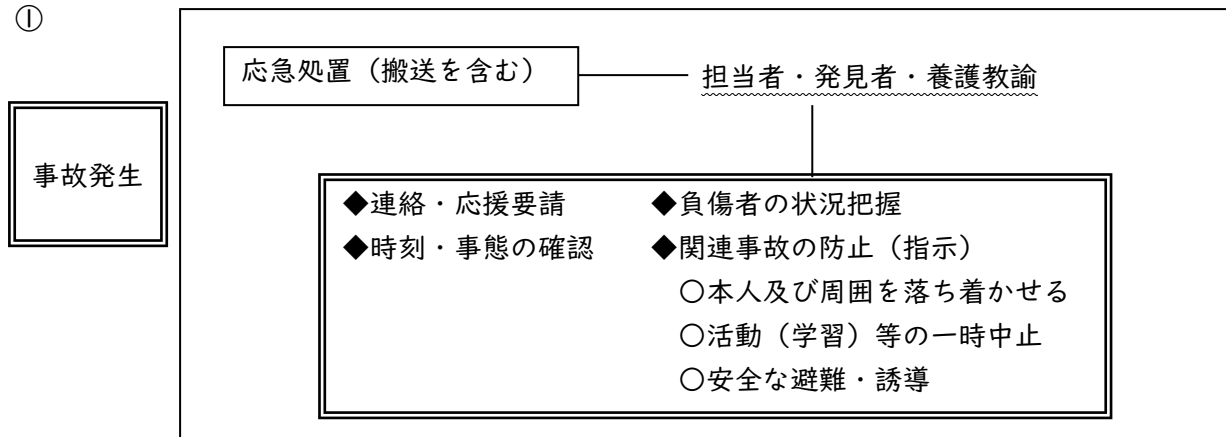
(2) 報告システム

現場（発見者・担任） → 養護教諭・教頭 → 校長 → 指示 → 処置

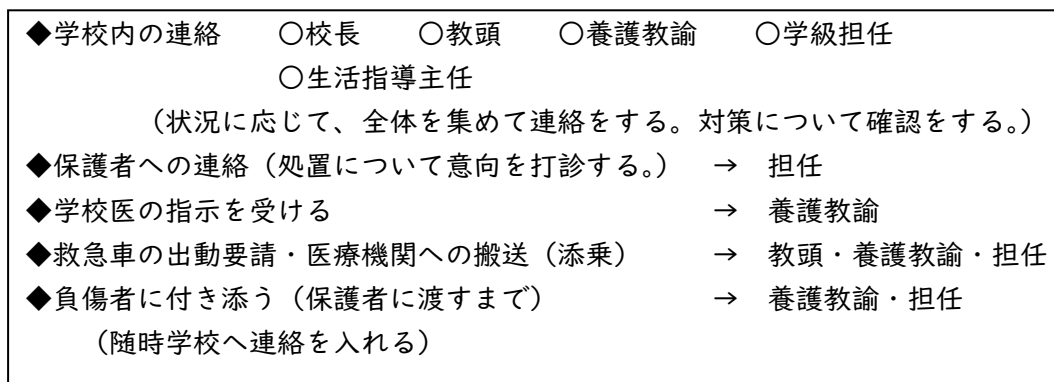
- ※ 教頭 → 救急車・教育委員会 → 指示 → 対応
- ※ マスコミへ等への対応は窓口を一本化
(対応は、事故の内容、程度により校長の判断で校長または教頭に一本化する)

4. 事故発生時の処理と手順

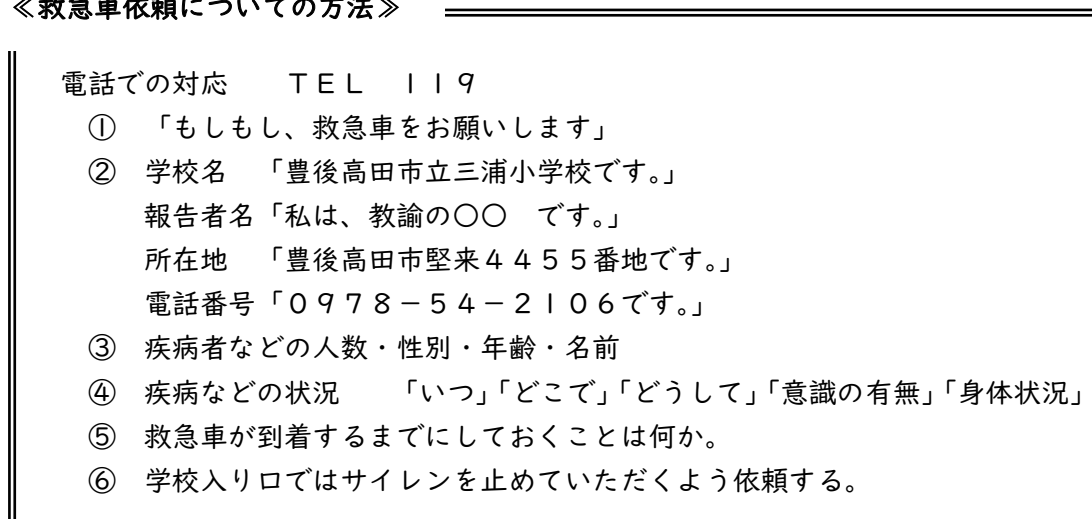
①



②



《救急車依頼についての方法》





③

◆事故対策班の編成（処理分担・外部への窓口）	→ 校長・教頭
◆事故原因の調査と正確な事実の記録	→ 教頭・担任
◆負傷者・保護者への対応（被害者・加害者を訪問・見舞いなど）	→ 担任
◆教育委員会への報告（電話及び文書）	→ 教頭
◆職員会議（反省と改善策・再発防止など）	→ 校長
◆残りの児童及び保護者に対する指導・説明（指導の徹底）	→ 担任



④

◆日本スポーツ振興センターへの手続き	→ 養護教諭
◆負傷者・保護者への対応を継続	→ 校長・教頭・担任

(2) 校内組織について

校長 - 事故対策班（常設メンバー + 必要に応じて）
・教頭・教務・生活指導主任・養護教諭

(3) 配慮事項について

- ① 負傷者・保護者に対して、校長（教頭）・関係職員は誠意を尽くすこと。
（解決するまで、接触を継続する）
- ② 保護者へ速やかに「落ち着いて正確に、要領よく」報告する。
※禁句

十分注意した、大したことはない、責任逃れ「指導書に従って指導したので間違いありません」などに注意するとともに、推測・大げさな表現・正当化・弁解等を慎むこと。
--

- ③ 医療機関について、保護者の意見（指示）を聞くこと。（かかりつけ等）
- ④ 頭部・腹部打撲が予想される場合は、後で症状が出ることがあるので、帰宅後も追跡調査をするなど留意すること。
- ⑤ 外部に対して窓口を一本化し、同一内容を発表すること。（報道関係・地域・PTA等）
- ⑥ 全教職員の共通理解のもとに、指導・協力体制を確立すること。
- ⑦ 日時を追って、事故発生後の経緯を克明に記録すること。（時系列で記録する）
- ⑧ 長期入院（治療）が予想される場合は、保護者に対し日本スポーツ振興センターの共済給付金制度・範囲などを説明すること。

(4) 報告内容(例)

① 関係者氏名

(児童氏名) 三浦小学校 ○年 性別 氏名 年齢
(指導者) 氏名 年齢 性別 担任名 校務分掌
(加・被害者) 氏名 年齢 職業 住所

②日 時 令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃

③場 所 ○○地区○○番地

④負傷の部位・程度 具体的に記載する。

⑤事故の概要 (～の活動中に(負傷)した。

ア、事故直前の状態 (学校管理下の有無。被害者が事故に遭うまでの行動。特に、違反行為や心理状態など)

イ、事故発生の原因・状況 (児童・生徒が加害者であれば、どうして事故を起こしたか。また、違反行為も記入する。)

ウ、救急処置の状況

エ、病院への搬送方法

オ、経緯と今後の見通し

カ、学校の対応

キ、その他 (交通事故の場合、ヘルメットの着用・免許取得・違反行為などの有無など)

Ⅱ いじめ問題の対応について

◆未然防止

1 情報交換

(1) 毎週金曜日の職朝での情報交換

(2) 定期的な支援委員会

2 生徒指導の3機能を生かした授業づくり

○大分県版「人間関係づくりプログラム」小学校編を学級活動の中に計画的系統的に位置づけ取り組む

3 教職員の組織的な対応

(1) いじめ問題発見

① いじめ問題発見

○本人からの訴え ○保護者から ○まわりの児童からの報告 ○教師の発見

(2) 素早く対応する(担任・関係職員)

① 事実を確認し、報告する。

○担任 → (学年主任) → 生活指導主任 → 教務主任 → 教頭 → 校長

② 共通理解をし、対応について協議する。

○いじめ対策委員会の設置、および対策について検討する。(全職員)

③ 必要に応じ、関係機関(市教委・教育事務所・主任児童民生委員等)との連携を図る。
(校長・教頭)

(3) 被害児童・加害児童への指導(担任・(学年主任)・生活指導主任等)

① 状況に応じ、学級・学年、全体指導を行う。

(4) 保護者への対応(担任・(学年主任)・生活指導主任・教務主任・教頭・校長)

① 被害児童の保護者への対応

○事実確認を行ったものについて正確に報告し、これまでの学校の指導の経過や今後の対応について説明を行い、理解と協力を依頼する。

(危機管理のさ・し・す・せ・そ)

② 加害児童の保護者への対応

○事実を説明し、今後の対応について理解と協力を求める。

(5) 児童への継続的な指導

① 状況によっては、PTAなどにも説明を行い、協力を依頼する。

② 指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

○解決が長引く場合があるので、随時観察指導を行う。

③ 事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

(6) 解決

① 様々な状況を基に対策委員会で検討を行い、校長が判断する。

(場合によっては、委員会に報告を行う)

4 研修への参加(学校問題スキルアップ研修 大分県いじめゼロ子どもサミット)

◆早期発見・早期対応

- ①アンケート、面談の徹底 ②校内いじめ対策委員会
- ②外部機関との連携（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

◆重大事案・連携対応

- ①大分県生徒指導支援チーム いじめ対策連絡協議会（福祉、警察、医療等）
- ②スクールサポーター活用
- ③学校警察連絡制度活用
- ④学校問題解決支援チーム 生徒指導支援チームの活用（旧いじめ解決支援チーム）

Ⅲ 不登校や不登校傾向（登校しぶり）の対応について

（1）不登校や不登校傾向の児童の把握

不登校未然防止及び早期支援システム

市欠席者対応「 あったかハート1・2・3（ワン・ツー・スリー）」

不登校の早期発見・早期対応のため、以下の取組を行う。

欠席1日目＝電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）

欠席2日目＝電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）

欠席3日目＝家庭訪問（組織対応、体調確認、再登校不安解消）

3日以上＝組織対応開始→組織対応開始→市教委へ連絡・連携

- ① 休みがちな児童や、保健室によく出入りする児童等の把握を行う。

（担任・養護教諭・生活指導主任）

（2）事実の把握、原因の究明

- ① 休む原因、保健室来室の原因の究明にあたる。

（担任・養護教諭・生活指導主任）

（3）不登校支援委員会（全教職員）定期開催

アセスメント→方針立て→検証→方針見直し

- ① 情報共有状況について報告を行い、今後の対応について共通理解を図る。

○欠席状況・保健室利用状況の把握

○情報の共有・・・不登校の予兆チェックリスト等による検討

【不登校予兆チェックリスト】

- 表情さえない 顔色悪い 遅刻増えた 早退増えた

- 保健室利用増えた 休み時間孤立している 授業中しんどそうである

- 体調を壊しやすい 家庭環境に変化あった 兄弟姉妹の欠席増

- 友人関係でトラブル

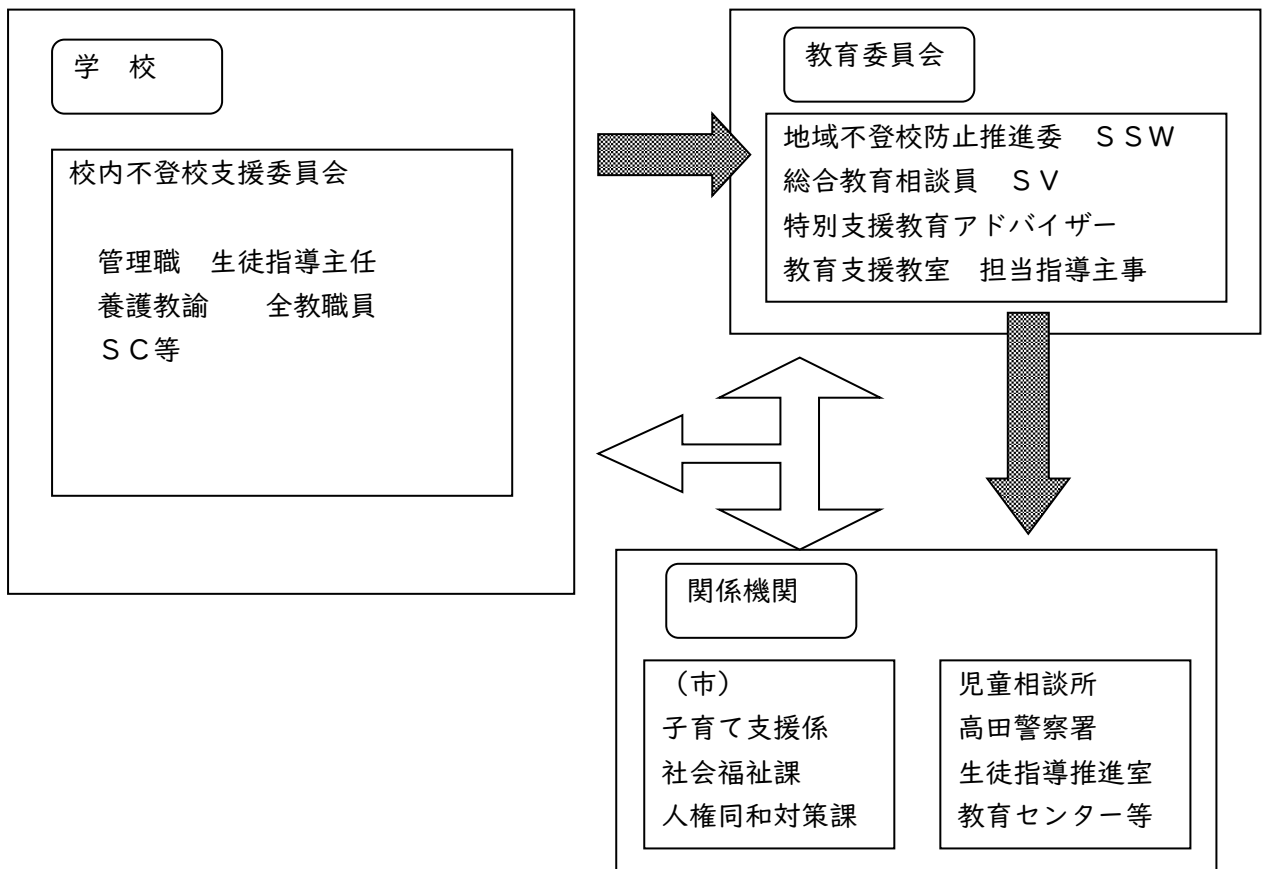
② 援助指導にあたる。

- 児童の心情に寄り添う。
- あきらめない・見捨てない・根気強く

(4) 対応

- ① 関係機関との連携を図る。(教頭・担任)
 カウンセラー・市教委・民生委員・児童相談所・県教育委員会など
- ② 指導の経過について随時報告を行い、指導や対応を継続する。(担任)
- ③ 定期的に不登校対策委員会を開催し、情報交換を行い、解決策について検討する。
- ④ 援助指導を継続し、解消に努める。
- ⑤ 解消については、対策委員会や職員会議での協議を経て、校長が判断する。

組織図



IV 不審者侵入時の対応について

不審者の侵入には様々なケースが考えられ、対応方法もケース・バイ・ケースとならざるを得ない。ここでは、基本的事項と配慮すべきポイントを示す。

I 基本的事項

(1) 児童生徒の安全確保を最優先する。

児童生徒が危機にさらされている場合は、当該危機から脱出させることを第一に考える。また、児童生徒の安全確保のために、そのままの場所にとどめるほうが良いのか、別の場所に避難すべきか、判断し、即応する。

(2) 教職員自身の安全を守る。

児童生徒の安全確保に加え、教職員自身の身の安全の確保を行うことは当然である。ここで特に重要となることは、一人に対応するのではなく、複数の教職員で対応することである。様々な場面を想定したうえで、どのように他の教職員と連携が取れるかを検討し、教職員間で共通の認識を持つ必要がある。

(3) 一刻も早く警察に連絡する。

不審者の身柄の拘束は警察に委ねる。少しでも危険が想定される場合は、一刻も早く警察(消防)に連絡すること。結果的に、通報するまでもないような案件であったという場合もあるが、それを心配して通報が遅れるということがないようにする(空振りであってもかまわない)。

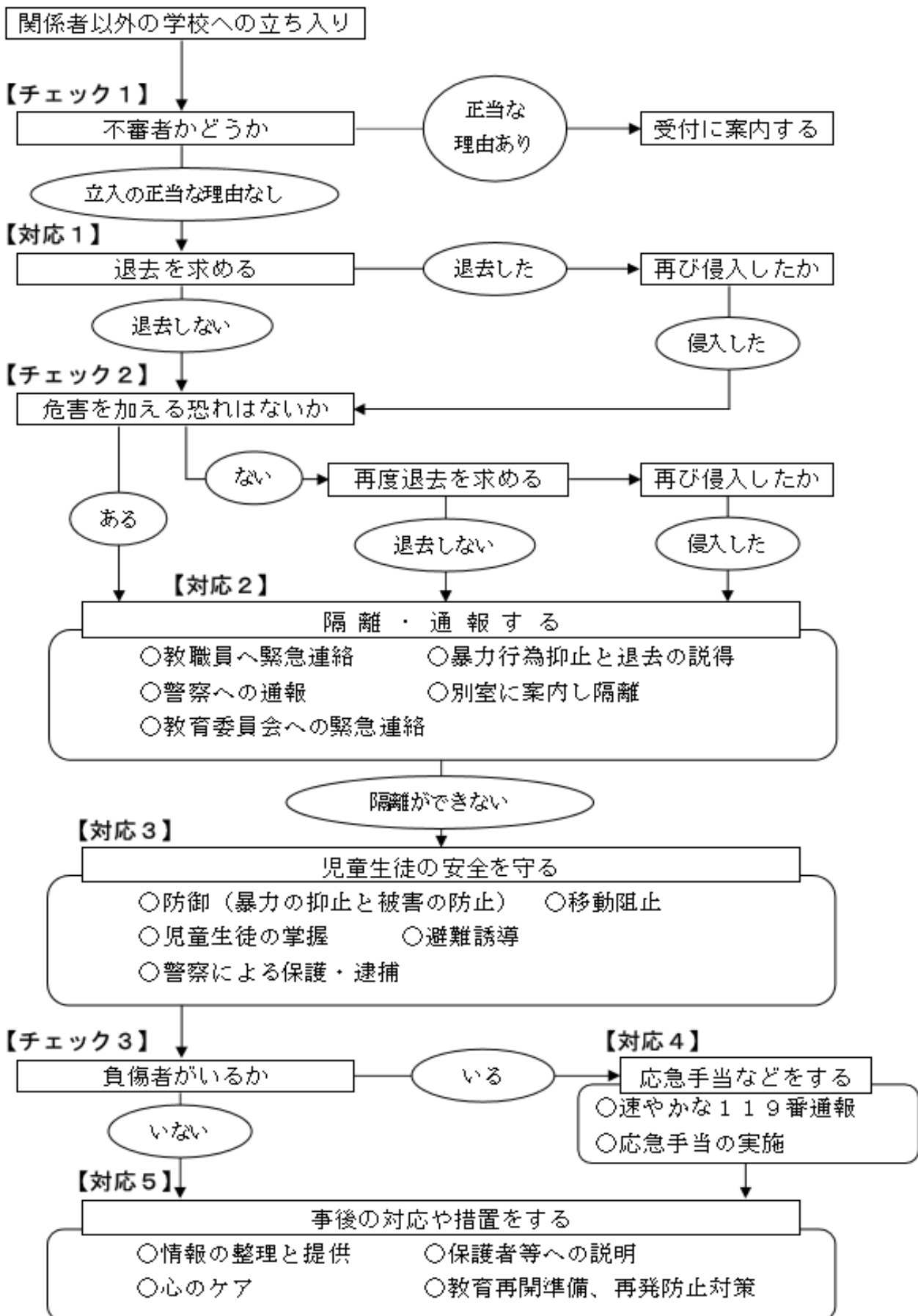
また、危機的な混乱した状況の中では、警察や消防に連絡したのかどうか不明な場合もありうる。「たぶん連絡しただろう」ではなく、「重複してもかまわない」と心がけること。

現在、各学校には、「さすまた」などの防犯器具が備えてある場合が多いが、これらについては、真にやむを得ない場合を除き、あくまで児童生徒を不審者から遠ざけるための不審者のけん制や、自らの身を守るという目的での使用を心がけること。教職員は、警察が駆けつけるまでの間、いかにしのぐかである。

具体的な対応については、学校で様々なケースを想定したシミュレーションを行い、それに応じた訓練を実施することが重要である。

※ 以下、「2 学校における不審者への緊急対応の例」「3 チェックと対応」については、文部科学省「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」から、本校において有効と考えられる部分を抜粋して記載した。

2 学校における不審者への緊急対応の例



3 チェックと対応

■ チェック1 不審者かどうか

不審者かどうかのポイントは、「受付」時の対応、「声かけ」した際の対応で判断する。
なお、声をかける前に不審を感じるような場合は、一人で対応せず、複数の教職員で対応すること。
さらに、危険を感じるような場合にあっては、警察への通報を行う。

対応1 退去を求める

- (1) 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。
協力を求めるサイン「お客様です。」連呼する。
- (2) 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。
その際、相手に近寄りすぎない。(最低1mから1.5mは離れること。)
- (3) 次のような場合は、不審者として、警察へ通報する。
 - 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - 退去の説得に応じようとしない。
 - 暴力的な言動をする。
- (4) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて入口を閉める。
- (5) 再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に就いて様子を見る。
- (6) 警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。

■ チェック2 危害を加える恐れはないか

- (1) 所持品に注意する。
 - 凶器を所持していたら、直ちに警察へ通報する。
 - 不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
 - 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
- (2) 次のような言動がないか注意する。
 - 暴力を行使しようとする。
 - 静止を聞かず興奮状態である。
 - 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言ったりしている。

対応2 隔離・通報する

- (1) 別室に案内し、隔離する。
別室(校長室、空部屋等、適当な部屋を決めておく)に案内し、隔離する。不審者を先に奥に案内し、対応者は身を守るため後から入り口近くに位置し、扉は開放しておく。対応は複数の職員で行う。
- (2) 暴力行為抑止と退去の説得をする。
- (3) 警察、教育委員会に通報するとともに、教職員に周知する。

対応3 児童生徒の安全を守る

- (1) 防御(暴力の抑止と被害の防止)する。
児童生徒から注意をそらさせ、不審者を児童生徒に近づけないようにすることで、被害を防止しながら、警察の到着を待つ。

- 応援を求める。
 - ・大きな声を出す。 ・緊急時校内連絡システムを活用する
- 身近なもので不審者との距離を取り、移動を阻止する。
 - ・机 ・イス ・さすまた

(2) 児童生徒を掌握し、安全を守る

- 授業時間中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。
 - 他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導を依頼する。
- 授業以外の場合は、あらかじめ分担した者が担当場所で安全を守る。
- 教職員、全校に緊急連絡を行う。

(3) 避難の誘導をする

- 教室等への侵入可能性が低いなど、緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、児童生徒を教室等で待機させる。
- 教室等への侵入の恐れがある場合には、児童生徒と不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、児童生徒を職員室など大人の居る場所に避難させる。
- 避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童生徒が避難できるよう訓練しておく。

V 台風などの接近による対応について

(1) 休校・早退等の決定について

- ① 台風の大きさや進路、速度などにより人命最優先を第一に考え協議を行う。
 - 校長・教頭・教務主任・生活指導主任で協議を行う。
(緊急の場合は、校長・教頭で決定する。)
 - 事情により、近隣の小中学校と足並みをそろえる場合がある。
 - 事情により、市教委の指導を受け決定する場合がある。
- ② 休校などの連絡(教頭)を受けた場合、処置の指示(たとえば、連絡網で家庭に連絡等)が終了、又は確認したことを教頭に報告する。(教頭は校長へ)
- ③ 教育委員会へ報告をする(校長・教頭)

(2) 安全下校についての協議内容

- ① 危険箇所の確認。

(3) 下校方法

- ① 集団下校を行う。
- ② 地区担当職員は、危険性があるところまで引率を行う。

(4) 学級での下校指導(全校での指導)

- ① 単独行動を取らない。
- ② 遊びながら下校しない。
- ③ 側溝・水路・ため池には近づかない。
- ④ 風が強いときは、傘をささない。
- ⑤ 遠方の児童には、帰着後連絡するよう指導する。
(連絡を受けた職員は、教頭に報告する。)

(5) 下校後の過程での過ごし方

- ① 絶対に遊びに出かけない。
- ② 留守家庭の児童には、保護者の電話番号を確認させる。
- ③ 保護者に連絡が取れない場合は、学校に連絡させる。

(6) その他

- ① 給食の中止をセンターに連絡する。

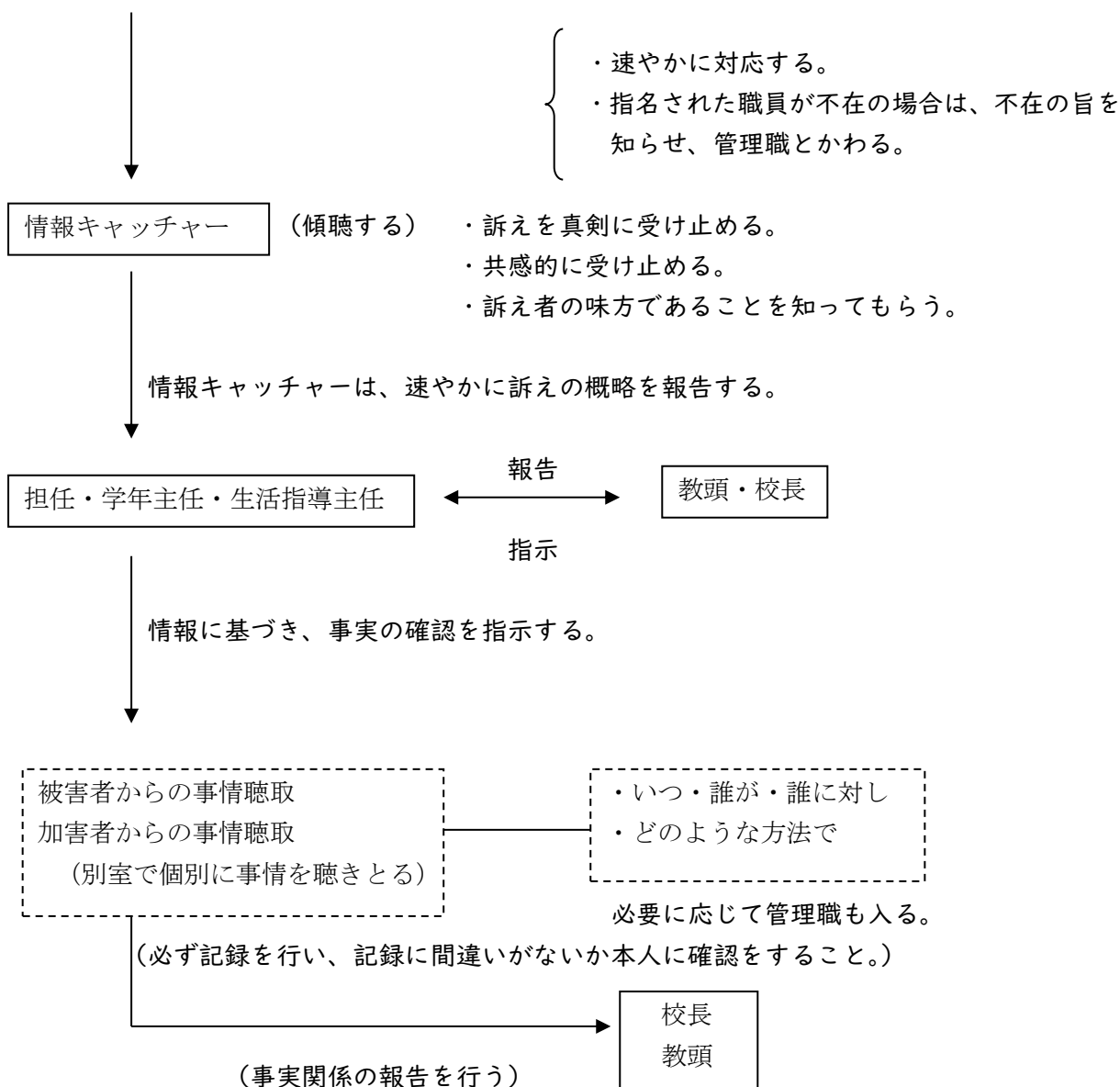
VI 状況別対応について

問題発生時の対応例

いじめ

いじめを受けていると本人・保護者・友だち・地域等からの訴えがあった場合

電話（投書）で訴えてきた場合
特定の職員を指名してきた場合



報告に基づき、どう対応すべきか指示を行い、必要に応じ市教委へ報告を行う。
特に保護者への対応は誠意を持って素早く行う。
情報提供者への報告が必要な場合もあり得る。

火災発生時の対応

火災発生

状況把握及び安全確保

- ・火災発生場所を確認する。
- ・消防署(と警察)に通報する。
- ・管理職は、最も安全な避難経路と避難場所を決定する。
- ・緊急放送に従い、授業担当教室の児童を誘導する。
- ・人員点呼し管理職に報告する。

対策本部設置

- ・状況をふまえ、管理職の判断で対策本部を設置する。
- ・可能であれば→初期消火活動を行う。
- ・ " " →重要書類等を搬出する。

避難場所での対応

- ・人員確認及び負傷者の状況を確認する。
- ・児童や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭により応急処置を行う。
- ・児童や職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。
- ・避難後の対応(下校指導)を行う。

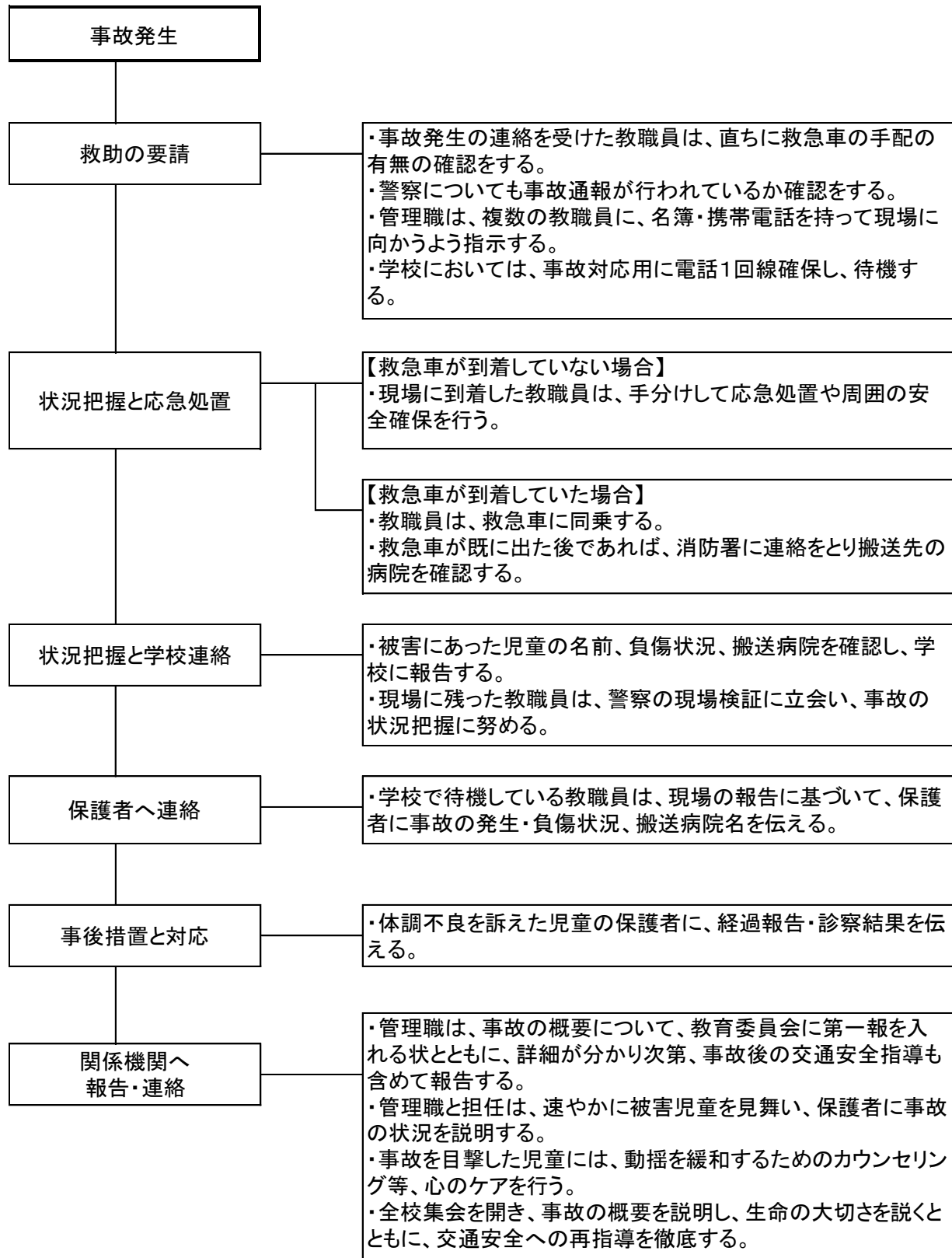
周囲の生徒への対応

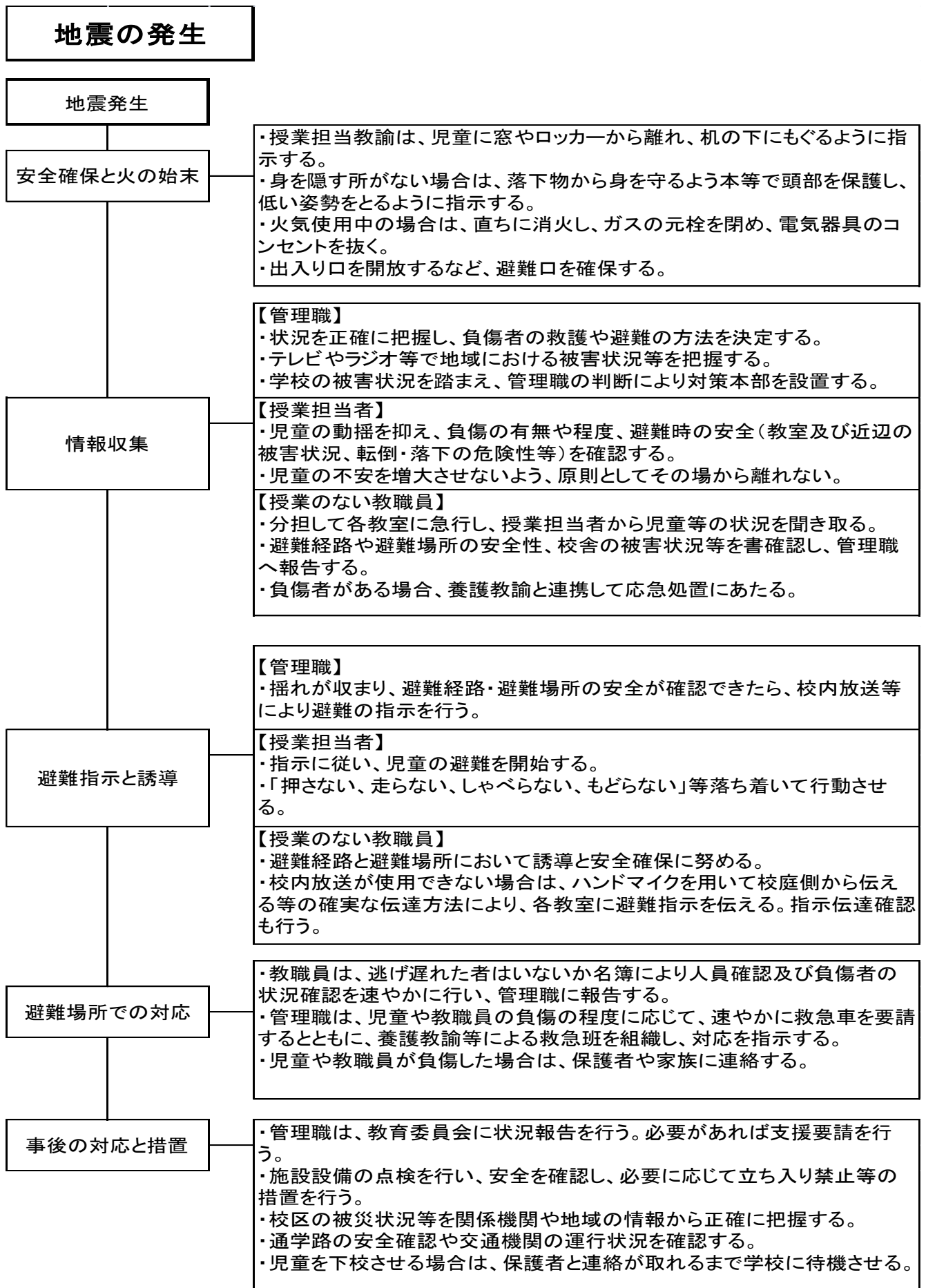
- ・校内放送で緊急事態の発生を知らせる。
- ・教職員は、児童を安全な場所へ避難誘導し、点呼後管理職に報告する。

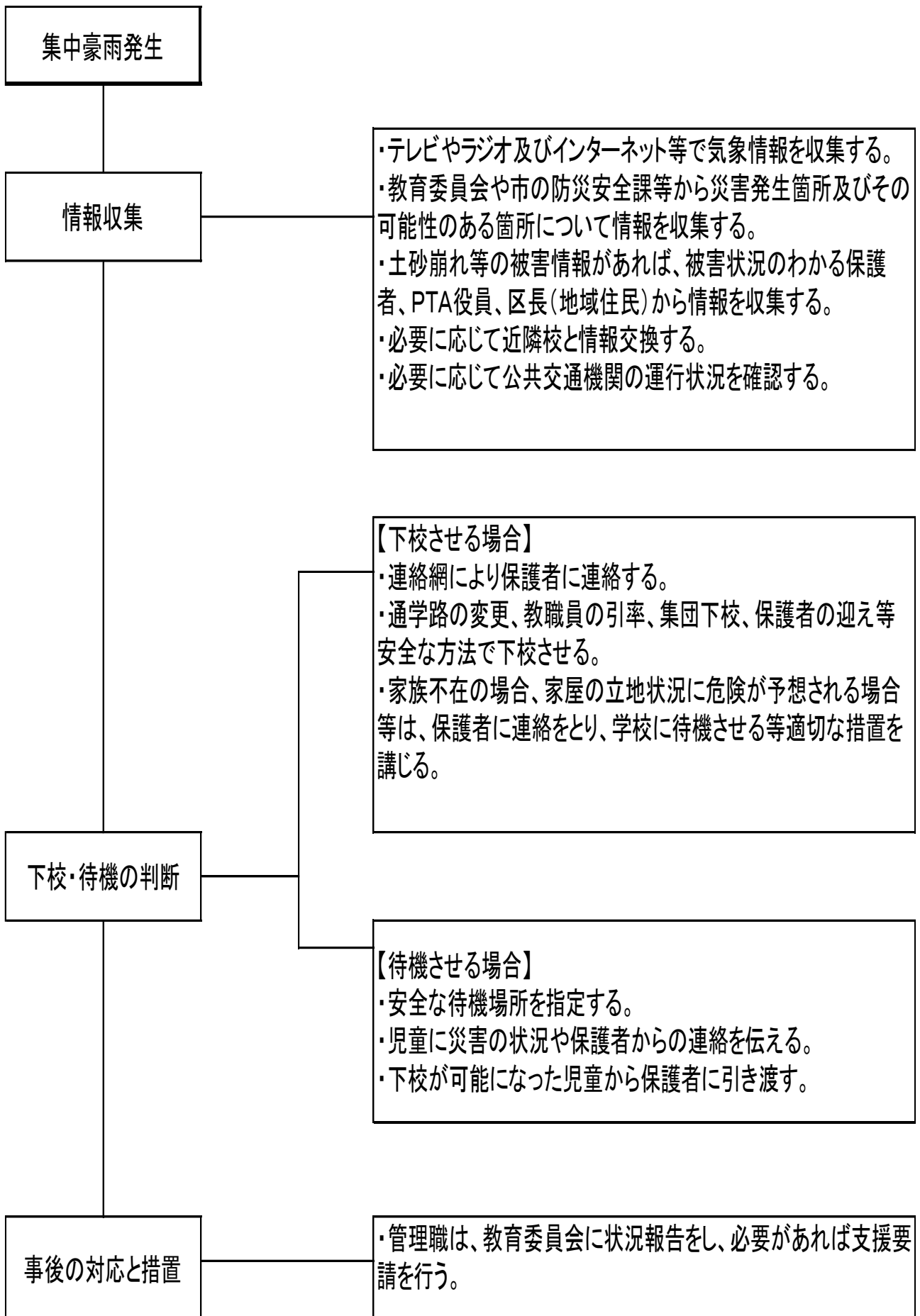
事後の対応と措置

- ・管理職は、教育委員会に状況報告をし、必要があれば支援要請を行う。
- ・事情聴取は管理職が対応し、他の教職員は管理職の要請があるまで待機する。
- ・今後の対応等について保護者に連絡する。
- ・ショックを受けている児童にカウンセラー等の専門家と連携を図り、心のケアを行う。

交通事故







不審者進入の対応

不審者の侵入

不審者への対応と安全確保

- ・教職員は、児童と不審者の間に入り、児童を防御する。
- ・手近にある物(モップ・椅子・机・消火器等)を活用し、不審者の移動を阻止する。
- ・大声で避難を指示する。「職員室へ逃げろ」「外へ逃げろ」等
- ・大声で他の職員を呼ぶ(応援・通報の依頼)。可能であれば、職員へ連絡するよう児童に指示する。

不審者への対応

- ・複数の教職員と協力し、落ち着いて対応する。
- ・不審者との間合いに注意を払う。

関係機関への緊急連絡

- ・警察に通報するとともに、必要に応じ救急車を要請する。
- ・警察が到着するまで、複数の教職員で不審者の移動を阻止する。

周囲の児童への対応

- ・校内放送で緊急事態の発生を知らせる。
- ・教職員は、児童を安全な場所へ避難誘導し、点呼後管理職に報告する。

負傷した児童への対応

- ・養護教諭等は、負傷者の応急処置を行うとともに、救急車に同乗し、病院へ付き添う。(付き添いと連絡の2人)
- ・担任は、負傷した児童の保護者に連絡をとり、負傷状況や搬送先の病院を伝える。

事後の対応と措置

- ・管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・PTA役員会・保護者説明会等を設け、保護者に状況を説明する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関・報道機関への対応は、管理職が行い、窓口を一本化する。
- ・ショックを受けている児童にカウンセラー等の専門家と連携を図り、心のケアを行う。

体育など運動中

事故発生

傷病者の容態の把握

- ・大出血はないか、意識はあるか、呼吸はあるか、脈拍の有無など、全身の状態を確認し、可能な応急処置を施す。
- ・救急車を要請し、周囲にいた部員から事故の状況について聞き取っておく。
- ・救急車には、教職員が同乗し、病院で医師からの疾病の状況の状況、診断・治療等を聞き管理職に報告する。

保護者に連絡

- ・保護者に連絡を行い、事故への対応の経過や本人の状態や搬送先を伝える。
- ・保護者が到着しても、校長の指示があるまでは児童に付き添う。

運動の継続・中止の判断

- ・他の児童の不安を取り除き、経過について説明して混乱を招くことがないように配慮する。
- ・事故の状況や監督代理できない状況の場合は、運動を中止する。

事後の対応と措置

- ・管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・管理職と担任は、速やかに受傷した児童を見舞い、保護者に状況を詳しく説明する。
- ・管理職は、情報を整理して事故発生時の状況、発生直後の対応等事故の経緯について記録し、教育委員会及び独立行政法人日本スポーツ振興センターへの報告書を作成するとともに今後の再発防止に取り組む。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関・報道機関への対応は、管理職が行い、窓口を一本化する。

水泳中の事故

事故発生

陸上への救助

・傷病者を素早くプールサイドに引き上げ、安静にする。

容態の把握と救急処置

・意識はあるか、呼吸はあるか、血液循環はあるか等、全身の状態を確認する。
・心肺蘇生法は、実施するとともに救急車を要請し、他の教職員にも連絡をとる。
・心肺蘇生法は、自発呼吸や血液循環の回復があるまで続ける。
・必要に応じAEDの使用を行う。

情報収集・連絡

・救急車には、教職員が同乗し、病院で医師からの傷病の状況、診断、治療等を聞き校長に報告する。
・担任から保護者に連絡を行い、事故への対応の経過や本人の状態・搬送先を伝える。
・保護者が到着しても、校長の指示があるまでは児童に付き添う。

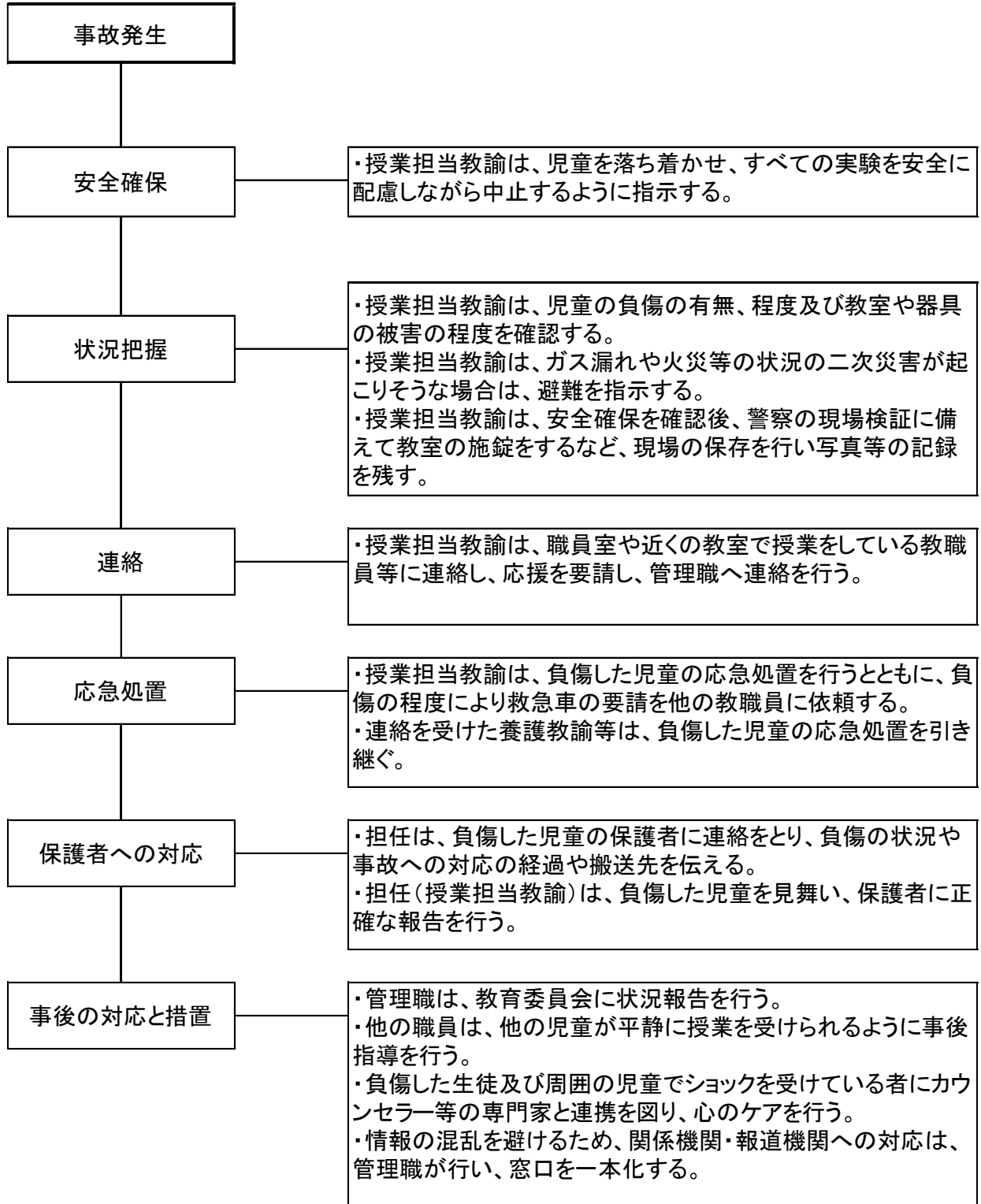
児童への対応

・他の児童の不安を取り除き、経過について説明し、混乱を招かないようにする。
・水泳の授業を中止し、教室へ誘導・待機させる。

事後の対応と措置

・管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
・速やかに学校医にも連絡する。
・管理職と担任は、速やかに病院に見舞い、保護者に状況を詳しく説明する。
・管理職は、情報を整理して事故発生時の状況、発生直後の対応等事故の経緯について記録し、教育委員会及び独立行政法人日本スポーツ振興センターへの報告書を作成するとともに今後の再発防止に取り組む。
・情報の混乱を避けるため、関係機関・報道機関への対応は、管理職が行い、窓口を一本化する。。

理科実験中の事故



異物混入

異物混入発見

安全確保

- ・給食の配膳中止。

情報収集

- ・全教職員に連絡し、全校給食の異物混入の有無を確認する。同時に給食を食べた児童がいれば、体調の異常を調べる。
- ・異物混入経路、時間等を把握する。
- ・管理職は委員会へ第一報を入れ、学校までの経路での混入と考えられる場合は、他校への連絡をお願いする。
- ・異物の状況については、原則そのまま保管しておく。

体調不良を訴えた児童への対応

- ・体調の異常を訴える児童は、容態を病院へ連絡し、場合によっては、ただちに病院へ搬送する。
- ・保護者に状況や症状を連絡する。

他の児童への対応

- ・いたずらに不安を助長しないようにする。
- ・必要により校医の診察を受けさせる。
- ・全校児童の下校措置を取ることも考える。(文書や電話等により保護者へ連絡)
- ・混入に関係あると思われる児童がいれば、事情を聞く。

関係機関へ報告・連絡・相談

- ・管理職は、教育委員会・給食センター・学校医・学校薬剤師と連絡をとる。
- ・管理職は、状況により保健所・警察等の関係機関に報告し、指示を受ける。
- ・管理職は、保健所・警察・教育委員会が行う検査や調査に全面協力し、立ち入り検査がある場合は、担当責任者を定めて的確に対応する。

事後の対応と措置

- ・PTA役員会・保護者説明会等を設けて保護者に説明する。
- ・必要に応じて全校集会を開き、発生状況を知らせるとともに、再発防止に向けた指導をする。
- ・心のケアが必要な児童にはカウンセリング等を行う。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関・報道機関への対応は、管理職が行い、窓口を一本化する。

学校事故などによるマスコミへの対応について

(1) 取材前に

- マスコミが来る前に、関係職員で速やかに対応について協議する。
(校長・教頭・教務主任・生活指導主任・担任等)
 - ・関係児童(職員)への対応。
 - ・関係機関への連絡……市教委へ報告し指示を仰ぐ。
 - ・関係児童に関する情報収集。
 - ・役割分担の確認。
 - ・今後の対応。
 - ・マスコミ対応についての確認。

(2) 基本的な視点

- 取材申し込みなどの外部との窓口は1本化(校長または教頭)する。
 - ・電話での取材は内容などの誤解を招くので、応じない方向で進める。
 - ・取材場所、取材時間等を取り決める。
 - ・授業や教育活動に支障のない範囲で進める。
- 記者会見を設定し、個々の報道各社の取材に応じないようにする。
 - ・校内対応が遅れないようにする。
- 児童の教育、人権の保障を常に考え、対応する。
- 取材場所は校長室などを使用する。
 - ・校内での自由な取材は許可しない方向で進める。
- トラブル防止のため2名以上で対応する。
 - ・原則として校長・教頭・教務
- あらかじめ予想される質問を考え、きちんと答えられるように準備しておく。
 - ・事故に対する学校の態度。
 - ・事故後の学校の対応。
 - ・今後の指導方針。
 - ・事故前の学校の指導や留意していたことなど。

(3) 取材を始める前に

- 報道機関名、担当記者名を確認する。
- 取材に応じる時間を確認する。(○時○分～○時○分まで)
- 報道陣の入る場所を限定する。
 - ・児童に動揺を与えないという観点から
- 児童の人権や教育上の配慮事項等の約束をする。

学校は教育の場であり、児童の教育と人権を守らなくてはならないので、以下の点について理解を求める。

- ①児童や関係者の実名を公表しない。
- ②児童等の顔写真の掲載や発表はしない。
- ③児童や教師への直接インタビューは、校内では原則としてしない。
 - ・児童の動揺を抑え、少しでも早く落ち着かせる観点から、報道陣への理解を求める。どうしてもというときには、教師や上司の付き添いのもとで行う。

- ④授業風景の写真やビデオ撮影、授業中の教室への出入りは次の観点から原則としてしない。
- ・児童に動揺を与え、授業に支障がある。
 - ・児童の顔が映り、人権上の問題がある。
- ⑤校内を撮影する時は、撮影してもよい時間、撮影してもよい場所を指示し、必ず学校関係者が案内しそれに従ってもらう。

(4) 取材中の対応

- 憶測や推量で答えない。
- 事実のみ、必要な部分について答える。
 - ・質問に対して、曖昧なことは「確認中」「まだ確認をしていない」と答える。
- 質問以外の余分なことに触れないようにする。
- 児童の人権を守ることを第一に考える。
- 時間を守り、長引かないようにする。

(5) その他

- ①事故対応の役割を決めておく。
 - 校内の指揮・総括・・・・・・・・・・・・・・校長・教頭
 - 校内への指示伝達・・・・・・・・・・・・・・教頭・教務主任
 - (教頭は対外的な対応に追われると予想されるので、教務が中心となる)
 - 外部関係者への対応・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・事故報告(第1報は電話報告)・・・・・・・・・・教頭
 - ・事故報告書・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・教育委員会・・・・・・・・・・・・・・校長(教頭)
 - 該当児童への対応・・・・・・・・・・・・・・担任
 - 記録・・・・・・・・・・・・・・教頭・教務
 - ・日時、相手、内容などをもれなく記録する
 - ・記録は事故後のすべての対応について、内情、時刻、相手について記述する。
 - 報告文書・・・・・・・・・・・・・・教頭、生活指導主任、担任
 - 電話対応・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - 校内資料の収集整理・・・・・・・・・・・・・・生活指導主任
 - 該当児童の情報収集・・・・・・・・・・・・・・担任(速やかに)
- ②各種の情報に惑わされないようにする。
- ③保護者、PTA役員等への事情説明は、はっきりしていることをできるだけ早い段階で行う。
 - ・憶測による無責任なうわさや中傷が流れないように理解と協力を求める。
- ④「今、学校では何をすることが良いのか」を基準にして、方策を検討する。
- ⑤できるだけ手厚く、可能な限り最善を尽くす。
 - ・児童入院の場合・・・・・・・・・・・・・・その日のうちに見舞う。(できれば毎日)
 - ・家庭にいる場合・・・・・・・・・・・・・・できるだけ様子を確認に行くようにする。